

秋田県意思疎通支援事業実施要領

1 目的

この要領は、秋田県意思疎通支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく意思疎通支援者（以下「支援者」という。）の派遣実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 支援者の登録

本事業における支援者とは、次の条件を満たす者の中から県が承認した者とする。

- (1) 手話通訳については、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）、手話通訳者全国统一試験、前年度に実施された秋田県手話通訳者登録試験のうち、いずれかに合格した者又はそれと同等と認められる者とする。
- (2) 要約筆記については、全国统一要約筆記認定試験の合格者、前年度に実施された全国统一要約筆記認定試験の受験者又はそれと同等と認められる者とする。

3 派遣対象の内容

本事業における支援者の派遣対象の内容は、全県域の住民が参加する広域的な障害者団体等の大会、総会、研修・講演会とする。

4 派遣の申請方法

本事業における支援者の派遣の申請方法は次のとおりとする。

- (1) 申請受付時間は、原則として次のとおりとする。
 - ① 県障害福祉課又は県地域振興局福祉環境部に申請する場合。
月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ② 要綱第4条による受託者（社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（ただし、実施機関は秋田県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）））に申請する場合。
月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで
第1・3・5土曜日 午前8時30分から正午まで
- (2) 申請記載事項
要綱第11条により申請書（様式第7号）に必要事項を記載する。
- (3) 口頭により申請する場合は、文書による場合に準じる。
- (4) 派遣申請を受け付けた県障害福祉課又は県地域振興局福祉環境部は支援者の派遣調整の後、支援者の派遣が必要と認めた場合は、速やかにセンターに伝達を行い、申請書を回送するものとする。

5 業務提供時間

派遣業務提供時間は、午前8時から午後6時までとする。

ただし、小規模な時間延長は内容等から一定の必要性があると認められる場合、それを超える範囲は特段の事情があると認められる場合に、この時間以外の対応も可能とする。

6 派遣申請の取り消し

申請者は、派遣の申請を取り消す場合は、速やかに知事又は秋田県聴覚障害者支援センター所長（以

下「センター長」という。)に申し出るものとする。

7 派遣コーディネーターの設置

(1) 県及びセンターは、コーディネーターを設置するものとする。

(2) コーディネーターの主な業務は、次のとおりとする。

- ①派遣内容の審査
- ②支援者の派遣調整
- ③支援者の相談

8 派遣の審査・調整

コーディネーターは、派遣の内容を審査のうえ、派遣の要否及び派遣する支援者の調整結果等を知事又はセンター所長に報告する。

9 支援者の派遣決定

知事又はセンター所長は、コーディネーターの報告に基づき、派遣する支援者を決定し、申請者には様式第8号（要綱第12条関係）により、支援者には様式第9号（要綱第12条関係）により通知するものとする。

10 支援者の派遣の取り消し

知事又はセンター所長は、受け付けた派遣申請のとおり支援者を派遣したにもかかわらず、申請者等がその場にいなかった場合は、派遣を取り消すことができるものとする。

この場合、支援者は速やかに知事又はセンター所長に報告を行い、指示を受けるものとする。

11 業務報告

支援者は、センター所長から依頼を受けて行った意思疎通支援活動について、要綱第13条の定めにより業務報告書（様式第10号）に記載し、翌月の5日までにセンター所長に提出しなければならない。

12 登録支援者の活動休止等

要綱第5条の定めにより登録された支援者が、個人的事情により派遣活動を休止する場合は、活動休止届（様式第11号）を知事に提出するものとする。

また、派遣活動を再開する場合には、同様に活動再開届（様式第11号）を知事に提出するものとする。

13 傷害保険の加入

センターは、支援者の意思疎通支援活動中の事故に備え、傷害保険に加入させなければならない。

また、支援者は、意思疎通支援活動中に事故があった場合は、速やかにセンター所長に報告しなければならない。

14 その他

この要領に定めることのほか、本事業について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

秋田県意思疎通支援者活動休止・再開届

年 月 日

秋田県知事

氏名 ⑩

秋田県意思疎通支援事業実施要領 1 1 の規定により、次のとおり活動を 休 止
届出ます。 再 開 する ので

活動 休 止 再 開 理 由	
休止予定 再 開 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

秋田県意思疎通支援者謝金等支給規程

1 目的

この規程は、秋田県意思疎通支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく、意思疎通支援者（以下「支援者」という。）に対する謝金及び交通費（以下「謝金等」という。）の支給基準を定めるものとする。

2 支給対象

この規程に基づく謝金等の支給対象は、要綱に基づいた活動とする。

3 謝金等支給額

(1) 謝金は、次のとおり支給することとする。

秋田県意思疎通支援事業実施要領5に定める通常の業務提供時間以外に行われた派遣に対する謝金については、労働基準法の定めに準じて割増分を加えて支給する。

①手話通訳者

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）又は手話通訳者全国統一試験に合格した者については1時間につき2,000円を支給し、前年度に実施された秋田県手話通訳者登録試験のみ合格した者については1時間につき1,500円を支給する。

②要約筆記者

全国統一要約筆記者認定試験に合格した者については1時間につき2,000円を支給し、それ以外の者については1時間につき1,500円を支給する。

(2) 交通費については、支援者の居住地から用務地までの往復に要した経費の実費支給とする。

ただし、自家用車での移動については、往復に要した距離のキロ数に20円を乗じた額を支給する。

また、タクシーの利用を認めた場合は、要綱別表2の定めによりタクシー料金相当額を支給する。

(3) 申請団体等が謝金等を負担する場合は、(1)及び(2)に定める額を支払うものとする。なお、当該団体の判断でその額を超えることは妨げないものとする。

4 謝金等の支給方法

(1) 謝金等は、毎月21日に支援者が指定した銀行口座に振り込むこととする。

(2) 秋田県聴覚障害者支援センターは、支援者への振込通知書（控）を保管し領収書とする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。